

公立大学法人横浜市立大学情報共有会議規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 24 号

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 規程第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学情報共有会議（以下「情報共有会議」という。）に関して必要な事項を定める。

(役割)

第 2 条 情報共有会議は、次の各号に掲げる事項について情報共有又は協議を行う。

- (1) 法人に関する全学的調整事項
- (2) 前号に定めるもののほか、理事長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 情報共有会議は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 理事長、学長（副理事長）

- (2) 教員

ア 副学長

イ 国際総合科学群長、医学群長

ウ 国際教養学部長、国際商学部長、理学部長、データサイエンス学部長、国際総合科学部長、医学部長、国際教養学科長、国際商学科長、理学科長、データサイエンス学科長、国際総合科学科長、医学科長、看護学科長

エ 都市社会文化研究科長、国際マネジメント研究科長、生命ナノシステム科学研究科長、データサイエンス研究科長、生命医科学研究科長、医学研究科長

オ 木原生物學研究所長、學術情報センター長、先端医科学研究センター長、研究・産学連携推進センター長、アドミッションズセンター長、高等教育推進センター長、保健管理センター長、キャリア支援センター長、グローバル都市協力研究センター長、YCU 看護キャリア開発支援センター長、地域貢献センター長

カ 附属病院長、市民総合医療センター病院長

- (3) 事務局

ア 事務局長

イ 学長室

学長室長、学長室担当課長

ウ グローバル推進室

グローバル推進室長、グローバル推進室担当課長

エ 総務部

総務部長、経営戦略担当部長、総務部担当部長、企画財務課長、企画財務課企画担当課長、企画財務課プロモーション担当課長、企画財務課 100 周年担当課長、総務課長、総務課施設担当課長、総務課コンプライアンス推進担当課長、ICT 推進課長、人事課長

オ 学務・教務部

学務・教務部長、教育推進課長、教育推進課 MMSC 担当課長、学生支援課長、アドミッション課長、保健管理課長

カ 研究推進部

研究推進部長、研究・産学連携推進課長、研究・産学連携推進課 J-PEAKS 運営改革担当課長、研究基盤課長、学術情報課長

キ 医学・病院統括部

医学・病院統括部長、医学・病院企画課長、総務課長、職員課長、医学教育推進課長

ク 附属市民総合医療センター管理部

附属市民総合医療センター管理部長、総務課長、経営企画課長

2 前項で規定する委員以外であっても出席することができる。

(開催)

第4条 情報共有会議は、原則毎月1回開催する。

(庶務)

第5条 情報共有会議に関する庶務は、総務部総務課において行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、情報共有会議の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年8月29日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日改正）

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 71 号）

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 22 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 28 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 28 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 15 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 11 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 24 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規程第 47 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第 34 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年規程第 25 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。